

酸化エチレン滅菌ガスの排出にご注意ください！

酸化エチレン滅菌装置をお使いの
医療機関へのお願い



滅菌の必要性 の確認

酸化エチレン滅菌装置で滅菌されている
医療機器が、本当に酸化エチレン滅菌
が必要かご確認ください。

- ① 高圧蒸気滅菌が使用できないか？
- ② 酸化エチレン滅菌に適しているか？

* 医療機器の添付文書をご確認いただくか、
メーカーにお問合せください。

排ガス処理 装置を設置

排ガス処理装置を設置することで、
酸化エチレンを99%以上除去できます。

装置の価格、サイズ、外観等は「酸化
エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」
(医療機関編)をご確認ください。



取組事例集はこちら

医療機関ができること

代替滅菌装置 に更新

代替が可能な場合酸化エチレン滅菌を
止めて、別の低温滅菌方法に切り替えた
病院もあります。

代表的な低温滅菌

- ・過酸化水素ガスプラズマ滅菌
- ・過酸化水素ガス滅菌
- ・低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌

* 参考：「手術医療の実践ガイドライン」

滅菌代行業者 に委託

滅菌を代行業者への外部委託に
切り替えた病院もあります。

委託先の滅菌工場で酸化エチレンが
適切に処理されていることをご確認
ください。

酸化エチレン（エチレンオキシド）は、 発がん性のある物質

※国際がん研究所（IARC）の分類でグループ1

です！

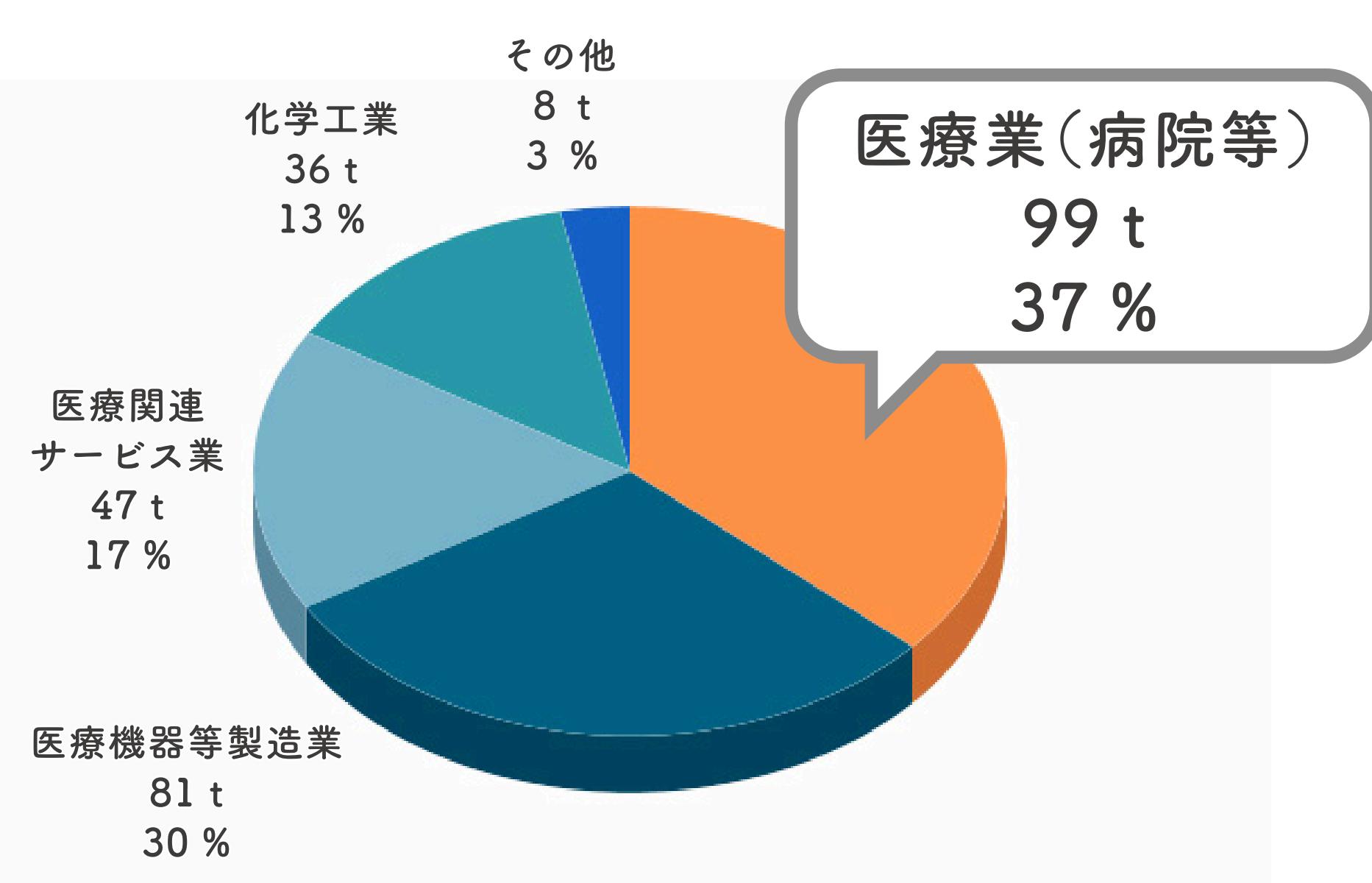
- 大気汚染防止法では、事業者の責務として大気への排出・飛散の抑制が規定されています（法 第18条の42）。
- 無色・無臭のため、患者や医療従事者、施設周辺の住民が、知らず知らずに曝露されている可能性があります。
- 環境排出や患者等への曝露に不安があるようでしたら、酸化エチレン濃度の測定をご検討ください。



有害大気汚染物質等の詳細はこちら



酸化エチレンの約40%は病院から排出されていると推計されています！



酸化エチレンは、
病院や医療機器製造工場等で、
滅菌ガスとして使用されています。

注：医療業・化学工業は平成30年、
それ以外の業種は令和3・4年度の調査結果

日本医師会・四病院団体協議会が「自主管理計画」を作成、医療機関の酸化エチレン排出抑制に向けた取組を進めています！

具体的な取組事項

- ① 滅菌装置を買い換える時は、代替滅菌装置を購入
- ② ①が難しい時は、酸化エチレン滅菌を外部委託
- ③ ①②が難しい時は、排ガス処理装置を設置
- ④ 大病院は装置の買い換えを待たずに積極的に①～③を実施



自主行動計画はこちら

